◎地方公務員法及び地方独立行政法人

法の一部を改正する法律

(平成二六年五月一四日法律第三四号)

提案理由(平成二六年四月八日・衆議院総務委員会)

を御説明申し上げます。 ○新藤国務大臣 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部

再就職者による依頼の規制の導入等により退職管理の適正を確により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、この法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等

であります。 第一は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に関する事項 第一は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底に関する事項 であります。

おります。

保しようとするものであります。

行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理した能力及び上げた業績を把握した上で、人事評価を定期的にまず、任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮

員数を公表することとしております。いて等級別基準職務表を定め、等級及び職制上の段階ごとに職原則を徹底するため、地方公共団体は、給与に関する条例におの基礎として活用するものとしております。あわせて、職務給

に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就す。さらに、地方公共団体は、国家公務員法における退職管理の等に関して働きかけを行うことを規制することとしておりま教行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係するも執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係するも知が、地方公共団体の離職後に営利企業等の地位についた職員が、地方公共団体の第二は、退職管理の適正の確保に関する事項であります。

このほか、罰則等についての所要の規定を設けることとしてして、地方公務員と同様の措置を講ずることとしております。第三には、特定地方独立行政法人の役職員について、原則とめられる措置を講ずるものとしております。

職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認

いいたします。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

一、衆議院総務委員長報告(平成二六年四月一一日)

て、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ○高木陽介君 ただいま議題となりました法律案につきまし

本案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等によりの後、採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

一、参議院総務委員長報告(平成二六年四月二五日)

以上、御報告申し上げます。

て、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま○山本香苗君 ただいま議題となりました法律案につきまし

本法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等に

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

R)にかい下るのであります。 就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確 より能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再

妥当性、退職管理に係る規定が国家公務員法と異なる理由、自運用の在り方、小規模自治体に人事評価制度を導入することの委員会におきましては、地方自治体における人事評価制度の保しようとするものであります。

治委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。して吉良よし子委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

した。

律的労使関係制度の検討に係る見解等について質疑が行われま

おり可決すべきものと決定いたしました。
討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案ど

以上、御報告申し上げます。